

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き
カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3ヶ月前

有効期限の3ヶ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3ヶ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む

■POINT

電子証明書の更新手続きは「3ヶ月前」から可能です。



▲有効期限通知書の封筒

期限切れ翌日

有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む

■POINT

電子証明書の有効期限切れから3ヶ月間は（※1）引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、
診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
速やかに再発行手続きをしてください。

（※1 有効期限満了日が属する月の月末から3ヶ月間）



3ヶ月後

3ヶ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。

有効期限切れから3ヶ月間経過後は、
マイナ保険証の利用ができません。

お住いの市区町村窓口等で速やかに再発行手続きをお願いします。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare